

内閣参甲第一九〇号

昭和二十三年十一月三十日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員市來乙彦君提出物價並びに賃金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

第一

(1) 政府は、闇價格を引下げ、更にこれを絶滅し、公定價格と闇價格とを綜合した所謂実効物價を引下げることについては、固より全然同感でありまして、銳意その実現方に努力いたしてある次第であります。

(2) 政府は実効物價の引下げについては、極力努力してはありますが、總需要が総供給に超過している日本經濟の現状としてはどうしてもヤミ價格の存在を免れないのであります。即ち購買力の偏在化している所得者が先ず限界購買力としてより高い價格を以て物資を買取りますので賃金生活者はこれに追隨して賃上げを要求ししかして企業はこれを支拂うためには生産がさして上らない限り、製品の間價格を引上げる外はありません。しかして終に公定價格の引上げを余儀なくされているのであります。このように、物價、賃金の循環的上昇が日本經濟の現状において免れない結果でありますの

で、物價引下げは現状としては極めて困難であります。昨年下半期以降物價の上昇は鈍り、特に本年六月の價格改訂以後は著しい安定傾向を示し遂に本年九月及び十月においては総理廳統計局調にかかる消費者物價指數(実効物價指數)は若干の低落を示すに至つたのであります。政府は今後この傾向を一層推進し物價の安定を図りたいと考えています。

(3) 終戦後三回に亘り物價賃金の均衡を推進する爲めに公定價格の引上げによる改訂が行われましたが物價引下げの根本策としては生産を戦前に近いところまで回復させ物資の生産に見合はない偏在購買力を除去しインフレーションの根源を断ち切るの他はないのでありますから、生産の増加に全力を傾注すると共に財政の收支均衡と金融の適正化に努力しているのであります。

しかして今や徐々にその効果が現われておりますので、政府は、この好機を捉え、物價安定推進運動を展開し消費者を啓蒙しその地位を強めることによつて物價の安定乃至はその引下げの効果をもねらつてゐるのであります。他方、有効需要が引締められると共に生産がかなり伸びてゐる現状に鑑

み、今後生産並びに國民生活に緊要なる物資の價格を除き、できる丈大巾に價格統制を撤廃し、需給の自然の法則によつて價格を引き下げ得る余地を拡げ度いと考へるのであります。

第二

(1) 行政整理については、政府はその必要を認め、その方法、時期等について、目下慎重に研究中であります。

(2)(3) 人員削減の數については、目下検討中でありますが、必しも現在人員に超過する予算人員に拘泥することなく諸般の狀況を考慮して、決定したいと考へております。

(4)(5)(6) 現在の財政經濟において、行政機構の簡素合理化又は行政整理が必要であることは御指摘の通りであります。然しながら、それを如何にして実行するかについては、失業対策經濟統制の現状ともにらみ合せて、慎重な考慮をめぐらす必要があり、俄かにこれを決しえないのであります。政府は現在のところ、徒らに波瀾を巻き起すような行政整理を直ちに実行することは目下の処考えておりませ

ん。むしろ政府職員の増加を可及的に抑制し國費使用の徹底的合理化によつて経費の節約を図ることが必要であると考え、今回の追加予算編成に際しても約七十七億円の人件費の節約を図つた次第であります。

(7) 行政整理につきましては、一般行政と現業の事情の相違に應じてその対策も自ら異つて來ると考えられますが、現在必ずしも現業を整理から除外するという方針に決定しているわけではありません。

第三

追加予算の財源として、鉄道運賃、通信料金の値上を行うことは、國民生活に重大な影響を與えることになるから、政府においては、今回はこの方法を採用しなかつた次第であります。又本年度予算の基礎となつてゐる鉄道運賃、通信料金、酒、煙草の價格は相当高いのでありますが、これが國民生活を不当に圧迫するとは考へておりません。政府はこれらによる國庫の収入が予定通り確保されるよう大いに努力を重ねてあり、又そのことを確信している次第であります。

第四

(1) インフレーション下において物價と賃金のいづれが先に上昇するかは、所謂鶏と卵の論議であつて総需要が総生産を超過し、生産に見合わない偏在購買力が存在する限り、その循環的上昇は止み難いのであります。

従つてインフレーションの根本的原因を除去しない限り物價面のみで一般的に高物價を低物價に轉換せしむることは不可能であると考へます。

ところで物價賃金の現状を見ますると物價は今年に入つて著しく騰勢を弱め特に價格補正以降その傾向が顯著となつておりますのに、賃金のみは対前月比一割を超える上昇を示しております。従つて賃金上昇の勢がこの儘続いた場合には企業の生産力的基礎を超えて支拂給源を赤字融資、補給金乃至公價改訂に求めしめることとなる惧があります。

ここに物價賃金の現段階において賃金の安定が必要とされる理由があるのであります。生産の向上

に伴わない賃金の高騰が結局物價の高騰を齎すものであることを勤労者がよく認識せられ、自制せられることが切に要望せられる次第であります。

(2) 正常の經濟の下においては企業は製品の販賣收入によつて充分に賃金の支拂が可能であり、同時に賃金生活者はその賃金によつてその生活資料を確保することができたのであります。インフレーション下においては右の事情は共に達成し難いのであります。さればと云つて、賃金の支拂を企業の支拂の可能の範圍を超えて許すものとすれば、所謂赤字融資又は補給金によることとなり、インフレーションを更に昂進させる要因を造るものであります。勿論貴説の通り高物價を低物價に轉換させる事は同時に前述の物價賃金の安定状態を可能とするのでありましようが、そのような低物價轉換が可能となることは既にインフレーションを解決したことを意味するものに他ならないのであります。故に、現段階の対策としては前述のようにインフレーションの根本的要因の除去に努力することが必要であります。一方インフレーションの悪化を阻止する爲の努力として企業の生産増加、経営合理化及び、

労働生産性の向上によつて賃金支拂給源を企業の自力によつて生み出すよう、労資双方の努力が要請されると共に政府として賃金の実質的安定の爲めに諸般の綜合施策を強力に推進する他はないのであります。